

# 道路運送法施行規則、旅客自動車運送事業運輸規則、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款及び関係通達の一部の改正案について（案）

## 1. 背景

近年の乗合バス・貸切バスをめぐる諸状況を踏まえ、バス事業規制の見直しの方向性などを中心に、今後のバス事業のあり方について検討を行うため、国土交通省において、平成22年12月より「バス事業のあり方検討会」（座長：竹内健蔵東京女子大学教授）を開催し、平成24年3月、一般乗合旅客自動車運送事業に係る規制の見直し等を内容とする最終報告が取りまとめられたところである。

今般、当該報告に盛り込まれた施策等を具体化するため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号）及び通達等について所要の改正を行う必要がある。

## 2. 概要

### （1）事業の管理の受委託に係る規制緩和

現行、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「乗合バス事業者」という。）が行う道路運送法（以下「法」という。）第35条に基づく事業の管理の受委託（アウトソーシング）については、委託者の保有車両を使用して他の乗合バス事業者に委託する場合に限って許可を行っているところ、繁忙期の増便や閑散期の減便などの需要波動への対応が困難であり、そのような制約がない高速ツアーバス（旅行業者が造成・販売する高速道路を経由する2地点間の移動を目的とする募集型企画旅行の実施のために貸し切られて運行される貸切バスをいう。以下同じ。）との競争条件が不公平との指摘もなされている。

このため、高速バス（一般乗合旅客自動車運送事業者が運行するいわゆる高速バスをいう。以下同じ。）、空港リムジンバス等（以下「高速バス等」という。）におけるサービスの柔軟かつ機動的な提供を可能とするため、一定の条件下で、乗合バス事業者が、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）に対し、当該貸切バス事業者の車両を使用して、事業の管理の委託を行うことができることとする。また、これに伴い、委託に係る営業所、車庫、事業用自動車の数等の事業計画への記載、管理の受委託による運行が行われる系統である旨の運行計画への記載、委託を受けた事業用自動車による運送である旨の掲示その他の関連する規定の整備を行うこととする。

#### 【貸切バス事業者への事業の管理の受委託制度の概要】

- ・ 使用車両：受託者が保有する事業用自動車
- ・ 事業の管理の受委託の対象：キロ程が200km以上の高速バス等の運行系統
- ・ 委託可能車両数：乗合バス事業者への管理の委託に係る運行車両数と貸

切バス事業者への管理の委託に係る運行車両数の合計が、直営による運行車両数に対して、

①年間で2倍以内

②1日当たりで4倍以内

を上限に委託することができることとする。

- ・受託者の要件：①貸切バス事業の許可の日から3年以上を経過  
②行政処分の違反点数が20点以内  
③乗合バス事業の許可に係る法令遵守等の要件を満たしていること等
- ・その他：①委託に係る運行は、乗合バス事業の運行管理者資格を有する者により運行管理  
②委託者は定期的に受託者の法令遵守状況等を監査し、必要な場合は是正措置を要求  
③運行管理者等の選任や運輸安全マネジメントの対象事業者の選定（200両以上）の際には受託者である貸切バス事業者が保有する管理の受委託に係る事業用自動車も含めて計算  
④委託者は同一区間で高速ツアーバスを運行しない等

## (2) 事業用自動車の併用に係る規制緩和

乗合バス事業と他の一般旅客自動車運送事業（貸切バス事業、タクシー事業）との事業用自動車の併用については、原則として認められていないところ、今般、例えば、昼間は貸切バス、夜間は深夜帰宅高速バスとして活用するなど、利用者利便の向上と車両運用の効率化を図る観点から、同一事業者の同一営業所において乗合バス事業とその他の事業（貸切バス事業等）とを兼用している場合について、これらの事業間で事業用自動車の併用を認めることとし、これに伴い、事業者の事業内容を適確に把握する観点から、事業計画にこれらの事業の専用車と併用車の別の数を記載することとする。

## (3) 運賃・料金規制の見直し

### ① 規則第10条第1項関係

本項においては、法第9条第1項に基づき、乗合バス事業に係る旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃（上限認可の対象外となる運賃）を定めているところ、今般、既に規定されている高速バス及び定期観光バスに加え、通勤・通学等の生活交通以外の目的での利用が主である空港リムジンバス等の停車する停留所を限定した運行についても、一般乗合旅客自動車運送事業に係る旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃に該当するものとして追加することとする。

### ② 規則第10条第2項関係

本項においては、法第9条第1項に基づき、乗合バス事業に係る旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい料金（上限認可の対象外となる料金）を定めているところ、今般、高速バス等（上記改正後の規則第10条第1項に掲げる運賃が適用されるものに限る。（4）②において同じ。）に係る料金についても、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい料金に該当するものとして追加することとする。

③ 規則第10条第3項関係

本項においては、法第9条第5項の規定により運賃・料金の設定・変更の届出をしようとする場合の届出期限を定めているところ、今般、より機動的な運賃・料金の設定・変更を可能とするため、事前届出期限を現行の「30日前」から「7日前」に改めることとする。

また、規則第9条第3項と同様に、当該路線について他の乗合バス事業者が現に適用している運賃等と同一の運賃等の設定又は変更の届出をする場合や運賃・料金の変更命令を要しないものとして国土交通大臣又は地方運輸局長が認めた場合には、運賃等の設定・変更の事前届出期限を現行の「30日前」から「あらかじめ」に改めることとする。さらに、これに伴い、営業所等への掲示事項の変更の予告についても現行の「7日前」から「あらかじめ」行えば足りることとする。

④ 幅運賃の設定

事業者において確定額の届出が必要な現在の運用について、高速バスの一般割引運賃及び営業割引運賃については、上限額（普通旅客運賃等が上限）及び下限額（普通旅客運賃等の50%が下限）の幅による届出を行い、その範囲内であれば座席の販売状況等に応じて事業者が旅客から收受する運賃・料金を柔軟かつ機動的に変更することを可能とするため、関係通達の整備を行う。

⑤ 1円単位での運賃設定

ICカードやインターネット等による運賃の支払いの普及も踏まえ、現在は10円単位で設定することとされている乗合バスの運賃等について、1円単位での設定を可能とするため、関係通達の整備を行う。

(4) 運行計画規制の見直し

① 規則第15条の12等関係

乗降する旅客が存しないことが明らかな場合に、運行の一部を行わないこととする運行系統や、道路交通渋滞時及び道路交通渋滞が生じるおそれがある場合は、事業計画に記載された路線上で迂回運行を行うことがある運行系統などについては、その旨を運行計画に注記することにより、このような運行を可能とするなど運行計画規制の合理化を行うとともに、高速バス等に係る運行回数等の記載の簡素化を行うこととする。

② 規則第15条の13関係

法第15条の3に基づき運行計画の設定・変更の届出を行う際には、規則第15条の13において、原則として実施予定日の30日前までに届出を行うこととされているところ、運賃・料金の事前届出における取扱いと同様に、高速バス等に係る運行計画の設定・変更については、7日前までに届け出れば良いこととする。

(5) 運送の引受け拒絶に係る見直し

- 乗合バス事業者が運送の引受けを拒絶することができる場合として、運行が完全予約制で乗車しようとする旅客がその予約をしていない場合を追加することとする。併せて、標準運送約款における運送の引受けを拒絶する場合として、上記の内容を追加することとする。

(6) 標準運送約款の見直し

## ① 精神障がい者割引関係

現在は身体障がい者及び知的障がい者のみについて規定されている障害者割引について、平成5年に障害者基本法において身体、知的、精神の3障害同一の考え方で「障害者」が定義されたことや、平成7年に精神障害者保健福祉手帳の様式が改正され、写真貼付が義務付けられたことにより本人確認が容易となったこと、近年、精神障がい者割引が適用される運行が着実に増加していることなどを踏まえ、身体障がい者及び知的障がい者に関する規定と同様に、精神障がい者割引についての規定を整備する（なお、精神障がい者割引を実施する乗合バス事業者に対して地方公共団体が助成を行っている地域も多数存在するが、今般の標準運送約款の改正は引き続きこのような助成を行うことを否定するものではなく、むしろ、地域の実情に応じてそのような措置が引き続き講じられることが障がい者割引の継続上重要であるため、念のため申し添える。）

## ② 旅客の都合による運賃及び料金の払戻し関係

旅客の都合による運賃及び料金の払戻しの際に支払を求める手数料について、以下の額の範囲内で乗合バス事業者が設定することとする。

【新たな旅客の都合による運賃及び料金の払戻し手数料】

- ・乗車便確定乗車券又は座席券：
  - a 購入日から、乗車日の前日から起算してさかのぼって11日目に当たる日までの間に払戻しの申し出をした場合  
100円
  - b 乗車日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる日以降に払戻しの申し出をした場合（bからeまでに掲げる場合を除く。）  
運賃の20%
  - c 乗車日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に払戻しの申し出をした場合（cからeまでに掲げる場合を除く。）  
運賃の30%
  - d 乗車日の前日に払い戻しの申し出をした場合  
運賃の40%
  - e 指定した自動車の発車時刻の2時間前までに払戻しの申し出をした場合  
運賃の50%
  - f 指定した自動車の発車時刻の2時間前以降に払戻しの申し出をした場合  
運賃の100%

## (7) 事業計画の変更認可申請の審査基準の見直し

現在、乗合バス事業者が行政処分を受けた場合等については、その内容に応じ、一定期間、事業規模の拡大となる申請（車庫の新設・収容能力の拡大等に係る事業計画の変更認可申請等）が審査基準上制限されているが、申請の制限が路線の新設や使用する車両サイズの拡大にも適用されていることから、地域ニーズ・利用者ニーズに沿った新規系統の運行や新型車両への車両の置き換え等の支障となるとともに、このような制約がない高速ツアーバスとの競争条件も不公平なものとなっているとの指摘がある。

このため、制限される申請の範囲から路線の新設及び車両サイズの拡大に係る申請を除くなど、審査基準の合理化を行うこととする。

## (8) その他所要の改正を行うこととする。

**(9) 今後の予定**

公 布 : 平成24年5月中 (予定)

施 行 : 平成24年5月中 (一部は9月中) (予定)